

吉田町監査委員告示第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 3 年 12 月 2 日

吉田町監査委員 薫科 武夫

吉田町監査委員 三輪美由紀

定期監査結果報告書  
(別紙のとおり)

## 定期監査結果報告書

「吉田町監査基準」に準拠し、地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項の規定に基づく監査を行ったので、同条第9項及び吉田町監査基準第14条の規定により、その内容及び結果を次のとおり報告する。

### 記

#### 第1 監査の対象

こども未来課に係る令和3年4月1日から8月31日までに執行された事務事業

#### 第2 監査の着眼点

監査委員によるこども未来課に係る令和3年4月1日から8月31日までに執行された事務事業の監査は、財務及び行政に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

#### 第3 監査の実施内容

こども未来課に係る令和3年4月1日から8月31日までに執行された事務事業について、あらかじめ指定した監査資料、提示のあった関係書類及び関係帳簿を受け、「吉田町監査基準」に準拠し、審査するとともに関係職員に説明を求めた上で、監査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

#### 第4 監査の結果

こども未来課に係る令和3年4月1日から8月31日までに執行された事務事業について、上記のとおり監査した限りにおいて、財務及び行政に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めていると認められる。

## 定期監査結果報告書

「吉田町監査基準」に準拠し、地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項の規定に基づく監査を行ったので、同条第9項及び吉田町監査基準第14条の規定により、その内容及び結果を次のとおり報告する。

### 記

#### 第1 監査の対象

さくら保育園、さゆり保育園、すみれ保育園、わかば保育園、こども発達支援事業所（所管課：こども未来課）に係る令和3年4月1日から8月31日までに執行された事務事業

#### 第2 監査の着眼点

監査委員によるさくら保育園、さゆり保育園、すみれ保育園、わかば保育園、こども発達支援事業所（所管課：こども未来課）に係る令和3年4月1日から8月31日までに執行された事務事業の監査は、財務及び行政に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようになり、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

#### 第3 監査の実施内容

さくら保育園、さゆり保育園、すみれ保育園、わかば保育園、こども発達支援事業所（所管課：こども未来課）に係る令和3年4月1日から8月31日までに執行された事務事業について、あらかじめ指定した監査資料、提示のあった関係書類及び関係帳簿を受け、「吉田町監査基準」に準拠し、審査するとともに関係職員に説明を求めた上で、監査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

#### 第4 監査の結果

さくら保育園、さゆり保育園、すみれ保育園、わかば保育園、こども発達支援事業所（所管課：こども未来課）に係る令和3年4月1日から8月31日までに執行された事務事業について、上記のとおり監査した限りにおいて、財務及び行政に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理が

法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めていると認められる。

## 定期監査結果報告書

「吉田町監査基準」に準拠し、地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項の規定に基づく監査を行ったので、同条第9項及び吉田町監査基準第14条の規定により、その内容及び結果を次のとおり報告する。

### 記

#### 第1 監査の対象

学校教育課及び生涯学習課に係る令和3年4月1日から9月30日までに執行された事務事業

#### 第2 監査の着眼点

監査委員による学校教育課及び生涯学習課に係る令和3年4月1日から9月30日までに執行された事務事業の監査は、財務及び行政に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようになり、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

#### 第3 監査の実施内容

学校教育課及び生涯学習課に係る令和3年4月1日から9月30日までに執行された事務事業について、あらかじめ指定した監査資料、提示のあった関係書類及び関係帳簿を受け、「吉田町監査基準」に準拠し、審査するとともに関係職員に説明を求めた上で、監査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

#### 第4 監査の結果

学校教育課及び生涯学習課に係る令和3年4月1日から9月30日までに執行された事務事業について、上記のとおり監査した限りにおいて、財務及び行政に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようになり、その組織及び運営の合理化に努めていると認められる

## 定期監査結果報告書

「吉田町監査基準」に準拠し、地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項の規定に基づく監査を行ったので、同条第9項及び吉田町監査基準第14条の規定により、その内容及び結果を次のとおり報告する。

### 記

#### 第1 監査の対象

住吉小学校、中央小学校、自彌小学校、吉田中学校（所管課：学校教育課）に係る令和3年4月1日から9月30日までに執行された事務事業

#### 第2 監査の着眼点

監査委員による住吉小学校、中央小学校、自彌小学校、吉田中学校（所管課：学校教育課）に係る令和3年4月1日から9月30日までに執行された事務事業の監査は、財務及び行政に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

#### 第3 監査の実施内容

住吉小学校、中央小学校、自彌小学校、吉田中学校（所管課：学校教育課）に係る令和3年4月1日から9月30日までに執行された事務事業について、あらかじめ指定した監査資料、提示のあった関係書類及び関係帳簿を受け、「吉田町監査基準」に準拠し、審査するとともに関係職員に説明を求めた上で、監査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

#### 第4 監査の結果

住吉小学校、中央小学校、自彌小学校、吉田中学校（所管課：学校教育課）に係る令和3年4月1日から9月30日までに執行された事務事業について、上記のとおり監査した限りにおいて、財務及び行政に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めている

と認められる。

## 定期監査結果報告書

「吉田町監査基準」に準拠し、地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項の規定に基づく監査を行ったので、同条第9項及び吉田町監査基準第14条の規定により、その内容及び結果を次のとおり報告する。

### 記

#### 第1 監査の対象

税務課及び会計課に係る令和3年4月1日から9月30日までに執行された事務事業

#### 第2 監査の着眼点

監査委員による税務課及び会計課に係る令和3年4月1日から9月30日までに執行された事務事業の監査は、財務及び行政に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

#### 第3 監査の実施内容

税務課及び会計課に係る令和3年4月1日から9月30日までに執行された事務事業について、あらかじめ指定した監査資料、提示のあった関係書類及び関係帳簿を受け、「吉田町監査基準」に準拠し、審査とともに関係職員に説明を求めた上で、監査を行った。また、他の監査等において得られた知見を利用した。

#### 第4 監査の結果

税務課及び会計課に係る令和3年4月1日から9月30日までに執行された事務事業について、上記のとおり監査した限りにおいて、財務及び行政に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めていると認められる。